

意見案第2号

「水産政策の改革」における本道の実情を反映した対応を求める意見書

「水産政策の改革」は、国が平成29年4月に策定した水産基本計画に基づき、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指し、平成30年6月に政府の方針として「農林水産業・地域の活性化創造プラン」に位置づけられ、これらの実現のため、「漁業法等の一部を改正する等の法律」が平成30年12月14日に公布され、今後2年以内に施行されることとなっている。

これらの法改正に伴い、資源管理措置並びに漁業権制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されることとなる。

資源管理に関しては、TAC魚種の追加や個別の漁獲割り当て制度により管理を強化するとしているが、これらの導入に当たっては、資源量や漁獲量をより正確に把握した上で導入することが必要であることに加え、道内では、現在においても特にクロマグロなどのTAC管理においては、多種多様な魚種をさまざまな漁法により漁獲している本道漁業の特性から、数量管理における課題が多く、関係漁業者の十分な理解と必要な支援措置を含めた検討のもとに、慎重な対応が求められるところである。

また、漁業権制度の見直しに当たっては、法定されていた免許の優先順位の廃止に伴い、これまで地元漁業協同組合に優先的に免許され、漁業協同組合の管理のもとで適正に営まれてきた区画漁業権などにおいても、将来的には新規参入に伴う漁場利用に関する問題なども懸念されるため、地域の漁業秩序が維持され、漁村地域が健全に発展していけるよう、適切に運用していくことが重要である。

よって、国においては、改正法に伴う具体的な運用は、今後、政省令により定めるとしているが、漁業者の理解を深めるとともに、引き続き十分に意見を聴取した上で、本道の漁業実態や漁場利用の実情が反映された内容となるよう、次の事項について要望する。

記

- 1 水産政策の改革について、現場の漁業者の十分な理解と納得が得られるようさらに丁寧な説明に努めるとともに、関係する政省令の制定に当たっては、本道漁業の実情や漁業者の意見を的確に反映させること。
- 2 漁業権制度の運用に当たっては、これまで漁業協同組合が中心的な役割を担い、漁場の円滑な利用調整や水産資源の保護、管理がなされてきた本道漁村地域における秩序が維持できる制度とすること。
- 3 TAC魚種の追加やIQ制度の導入に当たっては、科学的知見はもとより、漁業者の意見を十分かつ丁寧に聞いた上で、必要な準備が整うまで慎重を期すとともに、新たに導入されたクロマグロの資源管理では、操業の抑制や定置網の開放などにより、漁業経営に大きな影響を及ぼしているため、地域事情を考慮した数量配分やさらなる経営支援対策等を早期に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨